

栃木県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等について、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

第2章 登録

(登録の申請)

第3条 法第6条第1項の規定による申請をする場合には、正副2部を提出するものとする。

2 前項の申請をする者は、原則として、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運営管理する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を活用するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第二号に規定する書類は、加齢対応構造等のチェックリスト（別記様式第1号）及びそれを示す図面とする。

2 省令第7条第六号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 各室の床面積を算定した書類

二 次条に適合することを示す書類

三 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請が必要な場合、その確認済証の写し

四 法第7条第1項第六号に規定する入居契約に関するチェックリスト（別記様式第2号）

五 省令第6条第四号を証する書類の写し

六 省令第11条第一号に規定するサービスの提供内容を示す書類

七 省令第11条第四号に規定する装置の内容を示す書類

八 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（別記様式第3号）

九 その他登録事項を確認するために知事が必要と認める図面及び書面

(登録基準等)

第5条 省令第8条の床面積の算定方法は、次の各号によるものとする。

一 各室の床面積の算定は、建築基準法施行令第2条第1項第三号に定めるところによるものとし、給排水管のパイプスペース等、住戸の専用部分に該当しない部分の面積は除くものとする。

二 省令第8条の「その他居住の用に供する部分」とは、入居者が常時使用することができる浴室、

脱衣室、洗濯室、収納設備とする。

三 省令第8条の「十分な面積を有する場合」とは、各住戸の床面積に、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下、「共同利用設備」という。）の床面積の合計をその共同利用設備を使用する住戸数で除した値を加えた値が、25平方メートル以上の場合とする。

四 共同利用設備の居間、食堂は、住戸の存する全ての階に設置することとし、それらの床面積の合計は、入居者数に3平方メートルを乗じて得た数値以上であるものとする。

2 省令第9条の各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは、入居者が自由に利用することができ、かつ次の各号により設置されるものとする。

一 台所は、台所を有さない住戸の存する全ての階に各階の利用者10人あたり1ヶ所以上設置し、食堂又は居間に設置する場合を除き、他の部分と区別できる形態であり、その床面積は1ヶ所あたり5平方メートル以上とする。

二 収納設備は、収納設備を有さない住戸の存する全ての階に各住戸につき1ヶ所以上設置し、利用する入居者以外が開けることができないよう施錠でき、適切な収納能力を有するものとする。

三 浴室は、浴室を有さない住戸の存する全ての階に各階の利用者10人あたり1ヶ所以上設置し、それに隣接して1ヶ所あたり3平方メートル以上の脱衣場を設けるものとする。

(登録の実施)

第6条 法第7条第3項の規定による通知は、法第5条第1項の規定による登録にかかるものにあっては別記様式第4号の1に、法第5条第2項の規定による登録の更新にかかるものにあっては別記様式第4号の2によるものとする。

2 法第7条第4項の規定による通知は、別記様式第5号によるものとする。

3 法第7条第5項の規定による通知は、法第5条第1項の規定による登録にかかるものにあっては別記様式第6号の1に、法第5条第2項の規定による登録の更新にかかるものにあっては別記様式第6号の2によるものとする。

(登録の拒否)

第7条 法第8条第2項の規定による通知は、別記様式第7号によるものとする。

(登録事項等の変更)

第8条 法第9条第1項の規定による届出をする場合、正副2部を提出するものとする。

2 法第9条第4項の規定による通知は、別記様式第8号によるものとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第10条の規定に基づく登録簿の閲覧は、次の各号のとおりとする。

一 登録簿閲覧場所（以下「閲覧所」）は、次のとおりとする。

　　栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県県土整備部住宅課

二 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

三 閲覧所の定期休日は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設けるものとする。

四 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所及び氏名を記入し、かつ、係員の指示に従って閲覧しなければならない。

五 前項の閲覧簿は、別記様式第9号によるものとする。

六 登録簿を閲覧しようとする者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。また、登録簿を汚損し、若しくはき損してはならない。

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定による届出をする場合、別記様式第10号に省令第17条に規定する書類を添えて提出するものとする。

2 前項の届出があったときは、第8条第2項の規定を準用する。

(廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項の規定による届出は、別記様式第11号によるものとする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、別記様式第12号によるものとする。

(登録の抹消)

第12条 法第13条第1項第一号の規定による申請は、別記様式第13号によるものとする。

2 法第13条第2項の規定による通知は、別記様式第14号によるものとする。

(契約締結前の書面の交付)

第13条 法第17条に規定する書面は、別記様式第15号によるものとする。

第3章 監督

(報告)

第14条 法第24条第1項の規定により登録事業者又は管理等受託者に求める報告は、次の各号によるものとする。

一 新築又は増築、改修を行う登録住宅の完成する予定日について、その完成する予定日の14日前までに、別記様式第16号により正副2部を知事に報告するものとする。

二 每年3月末日現在における登録事業の状況について、当該年の5月末日までに、別記様式第17号により正副2部を知事に報告するものとする。

三 登録住宅において、入居者の生命・財産等が脅かされる事故があったときは、速やかに、知事に報告をするものとする。また、当該事故が収束したときは、遅滞なく、別記様式第18号により正副2部を知事に報告するものとする。

2 登録事業者又は管理等受託者は、前項のほかその他業務に関し必要な報告を求められたときは、7日以内に、別記様式第19号により正副2部を知事に報告するものとする。

(検査)

第15条 前条第1項第一号の報告を受理したときは、原則、次の各号のとおり法第24条第1項の規定による検査を行うものとする。

一 省令第8条から第10条に関する事項については、登録事業が開始される前までに行う。

- 二 省令第11条その他高齢者生活支援サービスの提供に関する事項については、登録事業の開始後概ね6月が経過する前までに行う。
- 2 前項のほか、必要に応じて、法第24条第1項の規定による検査を行うものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、検査の実施に必要な事項は別に定めるものとする。
- 4 法第24条第3項の規定による身分を証する証明書は、栃木県職員証とする。

(登録の取消し)

第16条 法第26条第3項の規定による通知は、別記様式第20号によるものとする。

第4章 雜則

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。